

清末の浙江における

賦税改革と折銭納税について

小林幸夫

はじめに

本稿は、一九世紀後半期の中国農民に対する賦税收奪の現実を、納税形態との関わりにおいて考察しようとするものである。

太平天国革命の鎮圧後、曾国藩・李鴻章らの洋務派大官僚は、太平天国勢力の浸透した揚子江流域諸省において一連の賦税改革を実施し、農民支配の再編をはかった。この賦税改革は、「同治減賦」と呼ばれる田賦徵収の面での改革と釐金制度の創設とを内容としており、前者については、すでに先学の幾つかの研究が、その原因と経過、歴史的意義について論じている。⁽¹⁾ 本稿の筆者は、これらの成果に依拠しながら、そこに触れられていない賦税改革後の賦税收奪の在り方について、折銭納税という表象の面からこれを採り上げ、検討して行きたい。「同治減賦」には、江蘇・浙江における漕糧定額の減額という文字通りの「減賦」としての側面とともに、納税戸間の賦税負担の

清末の浙江における賦税改革と折銭納税について 小林

不均等を是正するという所謂「均賦」としての側面があり、このような不均等負担の是正は、むしろ改革後の実施段階において現実の意味を有してくるものであろう。したがつて、太平天国革命後の農民支配の再編過程の中にこの賦税改革を位置づけようとする時、賦税負担の不均等に視点を設定することは、必ずしも無意味とは言えないのではなかろうか。ただ、筆者の浅学の故に、本稿で問題にし得た範囲は、地丁銀納税の手段としての折錢納税という表象と賦税負担の不均等との関わりに限られる。また、本稿が主として浙江省を採り上げる理由は、湖南省で駱秉章の手により最初に実施された賦税改革が、不均等負担の是正の面では、のち浙江省において、典型的な、かつ形式上最も合理的な方法を確立しようとしたと考えられるからであるが、それと共に、一八五〇年代に頻発した江浙の抗糧暴動の指導層が、従来の在村中小地主層から零細小農民層へ変質していたという小島晋治氏の指摘を、その後の歴史過程の中で検討したいとする問題関心にもよっている。本稿は、そのための予備的考察である。

一、同治賦税改革と賦税負担の不均等

洋務派権力の行なった賦税改革「同治減賦」の主眼は、江蘇・浙江における漕糧賦課率の引下げ（減賦）と、徵税に際して正規の火耗を含む定額以上に収奪される「浮収」の整理（浮収裁減）との二つにあつた。浙江省では、もともと南宋⁽²⁾を除いた漕糧（正免・改免・白糧）は、杭州・嘉興・湖州の所謂浙西三府にのみ課せられていたから、これらの三府では減賦と浮収裁減とを併せて、残る浙東八府では浮収裁減だけを実施した。同じような賦税改革は、清朝権力が太平天国勢力から郷村支配権を奪い還して行くにつれ、咸豐五（一八五五）年の湖南省を始めとし、湖

北、江西、安徽、江蘇の各省で順次実施されており、浙江はその最後に当つていたのである。

ここで、最初に、浙江における減賦と浮収裁減との全般的方針について見ておきたい。

減賦の奏請は、同治二（一八六三）年、福建道監察御史丁寿昌により行なわれ、同年中に江蘇減賦とともに漕糧額を酌減すべく上諭が降されるが、當時浙西三府はいまだ太平天国軍の支配下にあり、実施されたのは同治四（一八六五）年になつてからであつた。このため、減賦施行の方法は、前に行なわれた江蘇省の例を援用し、江蘇省における $\frac{8}{30}$ という減額の全省平均率と、蘇州府などにおける通減の方法とを引継いだ。⁽³⁾もともと、漕糧の定額のみを比較すれば、浙西三府のそれは、江蘇減賦の対象となつた蘇州・松江・常州・鎮江・太倉の四府一州の半分であり、浙西三府中の嘉・湖二府を併せても江蘇省における蘇州一府の額に及ばない。しかし、このことは、浙西の農民の税負担が江蘇の農民のそれよりも軽かつた、ということを意味しない。浙西三府では、嘉興・湖州両府と杭州府との間に、また、同一府内でも州県間に、漕米負担の不均衡があつたから、減賦後の田一畝当たりの課税額を比較すれば、嘉興府の嘉善・秀水、湖州府の烏程・帰安・德清など諸県の農民の税負担は、蘇州府のどの州県よりも重かつた。⁽⁴⁾たしかに、徵収絶対額の減少という面では、減賦は納税戸にとっての負担減をもたらしたが、各府州県間の負担配分の不均等を是正するという面では、江蘇減賦に比べてさえ不徹底であったと言わざるを得ない。

次に、浮収裁減の方は、浙江の各府が清朝権力の手に奪還されるや、浙江巡撫左宗棠・馬新貽の手により、同治二（一八六三）年の温州府を始めとして、同治五（一八六六）年の台州府に至るまで、全省に亘り実施された。浮収とは、徵稅の際に、州縣官や胥吏が規定額以上に徵收する部分を言う。謂わば地方官吏の行なう不法徵收で

あるが、それが単に官吏のポケットーマネーになるのみでなく、州県財政を補填するに必要な財源となっていたために、如何に有能な地方官と雖も、浮収を全くなくする事は不可能であった。⁽⁵⁾したがって、浮収裁減を実現させようすれば、従来浮収から抽出される胥吏の陋規に頼っていた州県財政の運営の不合理を解決することが前提となつたのである。それが如何にして解決されようとしたのかを見るために、次に、地丁・漕項などの錢糧における裁減の定式を示そう。

- 1、地漕銀の正額一両につき耗銀一錢を附し、銀一両一錢を藩（布政使司）庫への起解分とする。⁽⁶⁾
- 2、州県ごとに州県財政上の必要経費を算出し、その額（制錢数で表示される）を地漕銀の総額で割つて一両当たりの附加錢（平餘錢という）の額を定める。⁽⁷⁾
- 3、正額一両につき、銀納の場合には、正耗銀一両一錢に平餘錢を加えた額を、錢納の場合には、市価に照して公定銀価を定め、銀一両一錢を公定銀価で制錢に換算し平餘錢を加えた額を、徵収する（この錢納の場合の徵収額を、以下の行論中では「折錢額」と呼ぶ）。
- 4、以上のようにして決定した徵収額と旧來の徵収額との差額を「浮収」としてすべて裁減する。

浙江における以上の如き浮収裁減方法の中で画期的な特色は、佐々木正哉、前掲論文に詳細に論及されている、上述の第2点、すなわち「平餘錢」の制度化という点にある。州県財政運営のための附加を公認し明文化することによって、それまで無統制に放置されていた額外の附加に公的な枠をはめるというのが、浮収裁減の示す具体的な内容であつたから、浙江における平餘錢算定の方法は、形式上では極めて合理的であつたと言えよう。

これを、他省と比較してみると、江蘇省では、地丁銀の折錢額は、漕米の折價と共に、蘇州布政使管轄下の江南各府州を通じ一律に定められ、市場での銀価に約六〇〇文を加えた額を折價徴収していた。⁽⁸⁾ 各府州県に一律の額を適用した結果、鎮江府金壇県のように、浮收裁減前よりかえって折價額が高くなる州県もあった。⁽⁹⁾ また、江西省では、徴収額が一律に銀一両五錢と定められた結果、同治末年には、銀納の強制と一両五錢という高額とに対する左都御史胡家玉の批判をめぐって、胡家玉と江西巡撫劉坤一との間に抗争が生ずるに至っている。⁽¹⁰⁾ この二省に比較すれば、浙江の浮收裁減の方法は、その平餘錢を算定するしかたに合理性を有することにもよって、浮收裁減自体への批判を容易に招くほどに、矛盾を露呈してはいなかつたと言えよう。

しかし、浙江にあっても、浮收裁減の実施に對しては様々の抵抗が存したのである。江蘇省蘇州府吳県の郷紳であり、同治賦稅改革の中心的イデオローグであった馮桂芬によつて、「漕務の利、丁胥・差役は之を百とし、官は之を十とし、紳は之を二・三とし、衿は特之のれを一とする耳」⁽¹¹⁾ と謂われる如く、從来、浮收により自らを肥やしてきた地方官、胥吏・差役など、州県の現場で徵稅に當っていた者にとっては、浮收裁減は、彼らの利益を侵すものであつたから、その実施については、まず第一に、彼らからの抵抗を受けたのである。

浙江省について見れば、同治四（一八六五）年に浮收裁減が実施されたことになつてゐる金華府内でも、浦江県では、改定折錢額が実施されず、依然一両一二三〇〇文の割合で徵稅されており、翌年、新任知県李居易が赴任して後、始めて二〇〇〇文という折錢額の実現を見たといふ。⁽¹²⁾ また、衢州府江山県では、浮收裁減章程にもとづき、布政使の指示により、二四四〇文の折錢額から一旦二四〇文を減じたが、巡撫馬新貽はその額を受容れず、再度二

○○文を減じて一〇〇〇文に改定させた。⁽¹³⁾ 更に、台州府黃巖県の場合には、裁減額の算定に予め二割の民欠分を繰込み、また中央政府（戸部）によって禁じられていた州県官の私的収入を、巧妙に平餘錢の中に計上するなどの方法で、裁減の幅を二〇〇文に抑えたのであった。⁽¹⁴⁾ より一般的な抵抗の形態は、公定銀価を市価より高く定め、それによつて裁減の幅を小さくすることであった。浙東八府中、浮収の弊が尤も甚しい、⁽¹⁵⁾ と称された紹興府では、同治三（一八六四）年、公定銀価を一両＝一七〇〇文としたが、この額は、同年に浮収裁減を実施した寧波府、翌年実施した杭州府・湖州府の、一五五〇文に比べてもかなり高く、市場の銀価との懸隔は更に甚だしかつたと思われる。

浮収裁減実施段階の担当者が、実は、胥吏・差役とともに、浮収によつて自らを潤していた州県官であったから、以上のような抵抗は、三県や紹興府にのみ特殊な事例であったとは思われない。しかもこのような形態での浮収裁減の不忠実な履行は、江蘇・江西における如く全省に一律の徵収額（折錢額）が強制されるという方法に結びついたというより、州県財政の独自性が認められた浙江の浮収裁減方法における形式上の合理性と、より一層結びついていたと言える。

ところで、以上に述べたような徵税者側における問題としてのみ、浮収裁減をとりあげるのでは、浮収の一面向を見るにすぎないであろう。蓋し、浮収はすべての納稅戸によつて均しく負担されたのではない。徵税者側における規定額以上の徵収は、田賦負担者の側においては、規定額以下しか納めない大戸の納稅不足分を、規定額の数倍にも及ぶ額を納める小戸が担わされる、という負担配分の不均等をも内容として現出してはいたのであって、このような不均等——所謂「大・小戸の分」——の事実は、馮桂芬をはじめとして、賦税改革の必要を強調する際に、洋務

派官僚層によつて、必ずと言つてよいほど取り上げられている。⁽¹⁶⁾ したがつて、浮收裁減には、不均等負担の是正——所謂「均賦」——としての側面が内包されていたと言える。例えば、浙江の浮收裁減の際の公文書類には、平餘錢以外に攤捐・陋規を徵収することの禁止と並んで、この「大・小戸の分」の厳禁が規定されている。

それでは、ここで謂う「大戸」「小戸」とは、社会的な実体としては何を指していたのであらうか。賦税負担の

不均等の実態と、同治賦税改革の歴史的位置づけとを明らかにするうえで避けて通れない問題である。すでに、小島晋治氏は、「大戸」——郷紳地主、「小戸」——平民土地所有者（零細自作農層から紳衿身分を持たぬ中小地主層までを含む）と明解な断を下されているが、敢て言えど、両者の区分には、なお不明瞭な点が残されている。たしかに、「大戸と小戸とは、是れ紳、是れ民⁽¹⁹⁾」と簡潔に表現される如く、それぞれ紳（官）戸、民戸を指すものとする見解は、同治賦税改革が、この両者の不均衡な税負担を是正することによって、中・小地主層を抗糧運動の陣営から切崩し、清朝、郷紳地主の支配下に再編して行つたとする論及⁽²⁰⁾と併せて、同治賦税改革のすぐれて歴史的社會的な位置づけを示していると考えられる。

ところが、同治・光緒年間——早くとも湖北省で浮收裁減の実施された咸豐七（一八五七）年以降——と思われる、湖北省各州県の地丁銀と漕米との徵収額を記録した『湖北全省地丁考』⁽²¹⁾なる鈔本には、これとは異なつた「大戸」「小戸」の区分がなされている。これによれば、湖北省で、浮收裁減後も、徵稅に際し「大戸」「小戸」に対する差別がおこなわれていたとされるのは、黄陂、孝感、黄岡、鍾祥、石首、松滋、枝江の七県と均州であつた。そのうち、松滋県では、地丁銀の賦課額が分厘より四錢に至るもののが「小戸」、五錢より数両に至るもののが「大戸」

と称され、また枝江県では、一両より一〇両に至る「大戸」と分厘より三錢に至る「小戸」との間に、更に、四錢より九錢に至る「中戸」が区分されており、それぞれの地丁銀一両当たりの徴収額に差が設けられている。さらに注意を惹くのは、黃陂県、黃岡県に、「大戸」「中戸」「小戸」の外に、「官紳大戸」と「次小戸」という区分が設けられていることである。二県についてそれぞれの徴収額を示すと、上掲の表の如くなる。

	地丁銀の正税賦課額(両)	比率	附加税を含めた徴収額(両)	正税1両当たりの徴収額(両)
黃陂県		1.00		
官紳大戸	5,040	.20	6,955	1.38
大 戸	7,430	.20		
中 戸	11,124	.44	28,165	1.51
小 戸	1,200	.05	2,175	1.81
次 小 戸	266	.01	500	1.88
黃岡県		1.00		
官紳上戸	5,030	.12	6,977	1.39
大 戸	17,000	.39	24,650	1.45
中 戸	19,680	.46	29,323	1.49
小 戸	1,300	.03	2,356	1.81
次 小 戸	200	.00	500	2.5

(註) 小戸・次小戸は錢納であり、徴収した錢数に相当する銀数として、上表の数字が掲げられている。

すなわち、湖北省の一部の州県では、課税額の多少によつて「大戸」と「小戸」とが分けられており、しかも、これと別に「官紳大戸」の項があることから、ここで謂う「大戸」は、必ずしも郷紳身分のものばかりではなかつたことになるであろう。⁽²²⁾ 湖北省ばかりでなく、浙江省にあつても、咸豐年間に嘉興府桐鄉県の知県を勤めた戴槃は、「…即し之（大・小戸の名）有るも、亦完漕の時と同じからず。漕糧を完納するに、大戸多くして小戸少なく、錢糧を完納するに、小戸多くして大戸少なし」⁽²³⁾ と述べていて、漕糧の場合とで、「大戸」の指す実体が別であったことが窺われるから、「大戸」を、少なくとも郷紳身分のみから規定することはできぬのではないだろうか。そこで、前の湖北省におけるよ

うに、課税額の多少によつて「大戸」と「小戸」とが区分されていた可能性を検討してみると、浮収裁減前については、湖北省以外においても、そのような事例が認められる。例えば、光緒『大清会典事例』に、

〔雍正二年〕又議して、零星の錢糧一錢以下の小戸は、銀一分毎に制錢十分を完し、銀一釐毎に制錢一文を完するを准す。大戸一錢以下の尾欠、並びに拆封して短少なるは、概ね制錢を完納するを准す。⁽²⁴⁾

とあって、清初に「銀七錢三」という形で定式化されていた地丁銀など錢糧における銀納と錢納との関係が⁽²⁵⁾、雍正初年には、「錢糧一錢以下の小戸」に錢納を准すという形で変化しつつあつたことが示されている。課税額の少額の者を「小戸」と呼ぶ事例は、この場合のように、地丁銀納入の原則である銀納とよりも、錢納と結びつけられることが多い。浙江省の場合にも、嘉慶五（一八〇〇）年頃のこととして、

各属、地漕錢糧を征收するに、定例は、民をして銀を將て自封投櫃せしむ。其れ三錢以下の小戸の錢糧有りて、誠に銀を輸すること便ならざるを恐れ、其の錢文を折收するを准す。⁽²⁶⁾

とある。ここにある、少額の納稅戸にとって銀納が負担となる理由には、農民が米を売つて錢を入れ、錢を銀に換えて納稅することによる交換の際の不利とともに、銀納を強制されると、「小民は銀色を諳せざる」ために、かえつて徵収に当る胥吏の思つままに加徵されるという不利があると謂われている⁽²⁷⁾。そのために、官府の側では、錢納を「小戸」にとっての「民便」として賦与する姿勢をとり得たのである。浙江においては、地丁銀の一畝当たりの賦課額は、一般に銀五分の一錢であるから、「三錢以下の小戸」は、数畝の田を所有する小農民層に比定されよう。

こうして、錢糧の場合にも漕糧の場合にも、右のような少額の折錢納稅戸を、本来「小戸」と呼んだのではない

だらうか。しかし、地丁銀など錢糧の折錢納税と、漕糧の折錢納税との間には、納税戸にとって本質的な違いがある。すなわち田賦を負担する直接生産者自作農にとっては、米こそが「本色」であり、銀であれ錢であれ、それらは、この米を一旦市場で売買することを通じて、始めて、手に入れられる。したがつて、米納だけが、市場の米価、銀・錢比価の上下に関わらない唯一の固定した納税手段であつて、それに対して、銀納と錢納とは、市場の米価と銀・錢比価との変動による影響を免れない。

先学の研究から知られるように、道光・咸豐年間ににおける、銀の大量国外流出によつてもたらされた銀価の高騰下で、市場での現銀の入手は困難になつていったから⁽²⁸⁾、この間に、「今、民の糧を納むるや錢を以てし、官の司(布政使司)に解するや銀を以てす」⁽²⁹⁾と謂われる如く、錢糧における折錢納税戸の層が拡がつていつたと考えられる。

同治浮收裁減の時期には、「卑県(杭州府富陽縣) 錢糧を徵収するに、市間に紋銀稀なるに因りて、各糧戸は多く錢に折して完納す」と謂われる如く、銀納よりも、むしろ折錢納税が支配的に行なわれており、銀納と錢納との選択は納税戸に任せられるに至つている。⁽³¹⁾一九世紀初頭の嘉慶年間に謂われた「三錢以上の大戸に折錢納を強制してはならない」⁽³²⁾という規定が、既に実質的な意味を失つていたことになろう。

こうして、折錢納税が本来の少額納税戸の範囲を越えて拡大するという客觀情勢の下で、錢糧納税における銀納と錢納との差別が、銀価の高騰期になおかつ銀納を維持できた「紳戸」と、広汎な一般「民戸」との間の社会的格差へ収斂していくのではないだろうか。したがつて、紹興府において、

山陰・会稽・蕭山の諸県の錢糧を完納するに、向^{むか}には紳戸・民戸の分有り。正耗一両^うことに、紳戸は僅かに一

兩六分より一両三、四錢に至りて止まれるを完するのみなるも、民戸は則ち一千八、九百文或は三、四千文に至るを完する者有り。⁽³³⁾

と謂われる如く、「紳印」と「民印」との間の賦税負担の格差は、銀納と錢納との不均等と表裏一体の関係にあつたことが窺われる。少なくとも、不均等負担の主要な一面として、銀納に対する折錢納稅の不利を指摘することができるであろう。浮收裁減はこうした不均衡を解消したと言えるであろうか。以下に、浮收裁減後の折錢納稅に含まれる問題を考えていこうことにしたい。

一、銀・錢比価の変動と折錢額

錢納の場合の折錢額は、市場での銀・錢比価を基に公定されていたと言われる。そこで、まず、同治・光緒年間の銀・錢比価の推移と折錢額との関係について検討していきた。⁽³⁴⁾

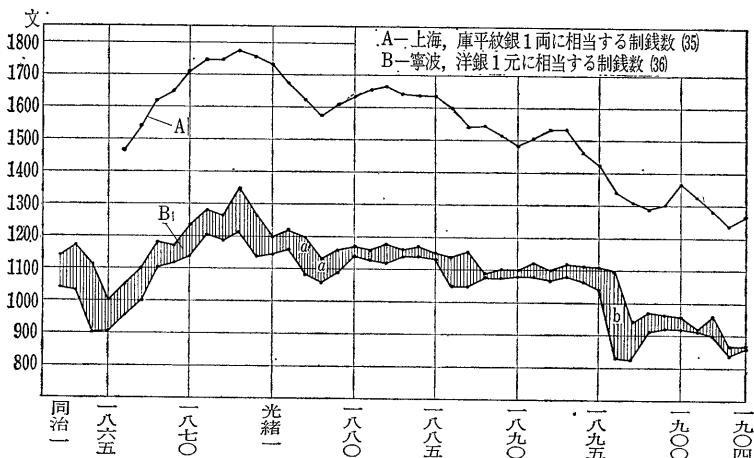
図Iは、上海で発行されていた“North China Herald”に毎週記録された、上海両に対する制錢相場 (“copper cash”) の数値を基に、その年間の平均値を庫平両に換算して示したものである（図中A）。ただ、同記録には、同治四（一八六五）年以前の分が欠けているので、それを補うために、民国『鄞県通志』に拠って、寧波において外国銀元一元（円）と交換し得る制錢数の、年度別の最高値と最低値とを併せて表示した（図中B）。

この図から、次のように、銀・錢比価の変動を読みとることができるであろう。

1、銀価の下降。 同治四（一八六五）年まで。

清末の浙江における賦税改革と折錢納稅について 小林

図 I 同治・光緒年間の銀・銭比価



アヘン戦争前後の銀の国外への大量流出によりもたらされた、咸豐期の銀価の高騰（所謂「銀貴錢賤」）は、同治初年に至り、銀一両が一四六〇文前後、洋銀一元が九五〇文前後に下るところまで鎮静化していた。

2、銀価の急騰。同治一二（一八七三）年まで。

この八年間に銀価は三〇〇文以上も上昇し、一両が一七七〇文、一元が一三五〇文の価格に達して、咸豐年間の高騰期の銀価に迫る勢いであった。

3、銀価の下降。光緒三〇（一九〇四）年まで。

同治末年から光緒末年に至る約三〇年間は、概ね銀価が下っていく傾向を示すが、その間にあっても、同治一二（一八七三）年から光緒四（一八七八）年、および、光緒一九（一八九三）年から二三（一八九七）年の時期における下落が著しい。

この時期の最低値を、2の時期における最高値と比べると、銅錢に対する銀価は、約三分の一に下落したことになる。

銀価の変動を以上のように見て来ると、前節で述べた浙江省

表 I 杭州府における地丁銀折銭額の変動

	平餘銭	同治4年 折銭額	同治7年 折銭額	光緒23年 折銭額
公定銀価	—	1,550文	1,700文	—
錢塘縣	325文	2,030文	2,195文	2,140文
仁和縣	325	2,030	2,195	2,085
海寧州	325	2,030	※	※
富陽縣	375	2,080	2,245	2,135
餘杭縣	375	2,080	※	※
臨安縣	135	1,840	2,160	2,100
於潛縣	295	2,000	2,200	2,150
新昌縣	495	2,200	2,200	2,200
化縣	465	2,170	2,170	2,170

註 海寧州と餘杭県では、毎徵税期の市場における銀価に照応して折銭額を変動させていたという。

的条件の変化は、これら各層と折銭納稅戸との間に新たな対立を生み出していくものと思われる。

同治年間の銀価の高騰は再び折銭額の引上げを招いた。表Iは光緒『富陽縣志』卷一二、賦役志、田賦、に拠つて作成したもので、杭州府の各州県における折銭額の変遷を表わしている。浮收裁減時の定章では、「銀価の如し漲落する有らば、仍りて隨時価を酌むを准すも、平餘銭文は再び加ふるを准さず」と規定されていたから、平餘銭額は固定されていても、市場での銀価の上下により公定銀価が変更されることは、何ら制限されていなかつた。しかし、

の浮收裁減が、銀価の低く落込んだ1の時期に実施されたことに気づく。道光・咸豐年間の「銀貴錢賤」と「穀賤」が、自らの生産物（米）を売却して錢を手に入れ、銀に換算して錢納する農民層にとって、実質的な税負担の増加をもたらしたという事実によつて、浮收裁減の必要性が提起されたとしても、実は、銀価の高騰期には、浮收裁減は実施され得なかつた。市場での銀価の低落という事実があつてはじめて、徵税者たる地方政府側から、折銭徵收額の減額が提起され得る可能性が生れたのであると言える。⁽³⁹⁾しかも、その可能性は、州県官・胥吏・「大戸」層の抵抗を排除することによってのみ現実のものとなり得たのであるから、同治末年に至る再度の銀価の高騰と、それに続く銀価の漸減という客観的条件の変化は、これら各層と折銭納稅戸との間に新たな対立を生み出していくものと思われる。

杭州府の中では、海寧州と餘杭県においてのみ、徵稅期^期ごとに市場での銀価に基づき折銭額を定めていたと言わる外、一般に官側では、銀価が上つても、農民への恩恵を表つて一定の範囲内で折銭額を固定していたようである。ところが、銀価の上昇は著しく、光緒『富陽県志』に従えば、同治六（一八六七）年の下半期には一五五〇文の公定銀価を超えて一六〇〇文に及び、翌年には一七〇〇文を超えるに至つた⁽⁴¹⁾。そのため、同治七（一八六八）年に折銭額の改定がおこなわれ、一五〇文の銀価上昇分に見合つた一六五文が増額されたのであった。浮收裁減前の折銭額の記録されている餘杭県の場合について言えば、この同治七年の時点ですでに、浮收裁減前の額を超えたことになる⁽⁴²⁾。

杭州府と同じく、一五五〇文という公定銀価を採用していた湖州府の場合にも、「銀価日に長^持すに因りて、徵するは解するに敷^{たた}ら^ず」と、銀価の高騰を理由に、烏程・帰安・長興の各県で一二三五文、德清県で二八六文の増額が行なわれた⁽⁴³⁾。引上げ幅が杭州府より大きいことから推して、杭州府より後の時期に改定されたものであろう。

他の府については、折銭額改定を示す纏まつた資料を見出せないが、州県ごとに銀価の高騰に対応していくものらしい。例えば、台州府太平県では、同治一〇（一八七一）年に、一二二三文から二三三〇文に引上げられ、同府の天台県では、同治一三（一八七四）年に、城櫃で六〇文、出鄉で一四〇文が加徵された。同年、紹興府蕭山県でも、一二七〇文から一四三五文に引上げられている⁽⁴⁴⁾。三県の場合、いずれも同治年間の銀価の騰貴を折銭額引上げの理由としており、後に述べるように、その他多くの州県でも、年代不明ながら、概ね同治年間に折銭額が引上げられたものと考えられる⁽⁴⁵⁾。

じのような折錢額の引上げは、折錢納稅戸による抵抗——抗糧——の原因となり、前に挙げた天台県では、同治十三（一八七四）年、数千人の鄉民と「土匪」が県署を攻撃し、四〇〇文の増加を行なうとした知縣を負傷させたという抗糧鬭争にまで発展した。前に示した引上げ額は、一方で、抗糧に起上り抵抗の姿勢を崩さなかつた村々を焼払うという弾圧と、他方で、紳士層を通じて切崩しを計るという懷柔とを用いて、民衆の鬭争を終息せしめた後に、妥協の産物として定められたものであった。⁽⁴⁶⁾ 折錢額引上げをめぐる抗糧を伝える資料はこれのみであるが、折錢額が官と納稅戸との対立の中心的問題であったことは、むしろ次の銀価の下落した時期において、より鮮明に浮かび上つてくる。

ところで、銀価高騰の影響を受けた地域は、言うまでもなく、浙江のみに限らない。江蘇省においても、折錢額は、同治七（一八六八）年に二〇〇文、一〇（一八七一）年には再び二〇〇文が引上げられ、二四〇〇文になつている。⁽⁴⁷⁾ 江西省にあつては、同治三（一八六四）年に錢納二四〇〇文、七（一八六八）年には銀納一両五錢という如く、銀価の高い時期には銀納を、逆に錢価の高い時期には錢納を強制するという原則に拠つて、實質収入額を確保しようとした。⁽⁴⁸⁾ 銀価高騰期に限つて言えば、兩省と浙江との間に差はなく、江蘇・江西二省においてはむしろ浙江より高い徵取額であったとさえ言えるであろう。

それでは、銀価高騰期に引上げられた折錢額は、同治末年に始まる銀価の下落によつて引下げられたと言えるだろうか。江蘇省の場合には、光緒三（一八七七）年、二〇〇文の引下げが実施された。⁽⁴⁹⁾ したがつて、引下げの事例が皆無であるとは言えないが、しかしこれは稀なことであつた。前掲の表Iによつて判るとおり、杭州府で折錢額

の引下げが行なわれたのは、銀価が同治末年に比較して約三分の一に下つて光緒二三（一八九七）年になつてからであった。浮収裁減章程の規定によつて極めて正当な理由になるはずの、銀価の下落も、光緒二三年以前においては、折銭額の引下げをもたらさなかつたのである。この事実は、当然のことながら、州県官と折銭納税戸との対立を尖鋭なものにした。例えば、紹興府蕭山県では、光緒四（一八六八）年、前任知県の告示した折銭額引下げを後任の知県が翻したことから、県民の怒りが爆発し、前任知県の布令を携えて県署におしかけるという事件が起きていた。この結果、県民は一度の減額を獲得したが、それでもなお、公定銀価は市価に比べて一〇〇文以上高かつたと言われる。⁽⁵⁰⁾ この対立において注意を惹くのは、地方官側が高い折銭額を維持しようとする根拠に、「銀の市価が一七〇〇～一八〇〇文である」と言つてゐることである。すなわち、平餘錢の制度がある以上、州県官が折銭額を引上げ、またその引下げを阻む表向きの理由は、「銀価の高騰」以外にはあり得なかつたということを意味しているであろう。

しかし、どれほど強弁したとしても、銀価の下落という事実に目を塞ぎ通すことはできなかつた。光緒二三（一八九七）年、再び浙江全省に浮収裁減が提起されなければならなかつたのはその表われである。この浮収裁減について、その実施を指示した布政使惣祖翼により記録が残されている。⁽⁵¹⁾ それによれば、同治浮収裁減時の折銭額の明らかな四一の州県のうち、紹興府の五県を除いた全ての州県で、光緒二三年頃にはそれより高い折銭額が施行されていたことになる。⁽⁵²⁾ 前掲の図Iから判るように、銀価はむしろ光緒浮収裁減直前の方が一〇〇文以上も低かつたから、このような顛倒は、同治年間の銀価高騰を理由に引上げられた折銭額が、銀価の下落にも拘わらず、二十数

年間も据置かれてきた結果としか説明できない。しかも同じ資料に拠つて、光緒浮収裁減後の折銭額を見ると、同治浮収裁減後の折銭額より低い州県は、同額のもの七を含めても、前の四一州県中の三分の一弱に当る一三州県にすぎない。このように、光緒浮収裁減が、実は名ばかりの減徵に終ったという事実は、すなわち、第一節で示した「正耗銀一両一錢を公定銀価で換算した額プラス平餘錢」を折銭額とする同治浮収裁減の定式が、すでに崩れていったことを意味しているであろう。

民国『湯溪県志』は、清末の地丁銀徵収額の内訳を説明しているので、湯溪県について同治浮収裁減後と光緒浮収裁減後との徵収額を比較してみれば、次の如くなる。⁽⁵⁴⁾

同治四（一八六五）年		光緒二三（一八九七）年	
正税	一五〇〇文	正税	一五〇〇文
耗銀	一五〇文	耗銀	一〇五文
平餘	四〇〇文	平餘	三九五文
合計	一〇五〇文	徵收費	一一〇文
		合計	二二一〇文

ここから、公定銀価を市場での銀価より相当高く定めていたことと共に、本来、徵收経費をも含んでいたはずの平餘の外に、更に「徵收費」が附加されることによって、折銭額が高く固定されていたことが判る。⁽⁵⁵⁾しかも、光緒末年からは、辛丑和約による義和團賠償金支払いのための糧捐三〇〇文（一九〇一年以後）、「新政」の経費捻出の

ための新政捐一〇〇文～一〇〇文（一九〇九年以後）、自治捐一〇〇文（一九一一年以後）が附加されたから、農民の税負担は益々重く、ここに、辛亥革命期に頂点に達する農民の抗税・抗捐鬭争の多発を招くに至ったのである。

それでは、銀価が下っても折銭額が高く据置かれる原因は何處にあつたのであらうか。すでに光緒初年の段階においても、地方官僚層自らの中から「其の故は、初め浮収を減ぜし時に於て定めし所の辦公の経費は、正經の用款に接して覈計するに係り、其れ額外の陋規は全て裁減を行ひしも、今奉行漸く解り、未だ故態の復萌するを免れざるに由る。遂に口を銀価の增長に藉りて、又浮収の漸⁽⁵⁶⁾を啓けり」と指摘される如く、折銭額の引上げは、単純に銀価の騰貴を原因としていたのではなかつたのである。現場の地方官が、徵収した税糧を藩庫に解送せず、中央政府によつて民欠分の税糧が蠲免されるのを待つという形態で中飽を行なうなど、不法行為の存在したことは想像に難くない。しかし、そればかりではなく、浙江布政使惲祖翼が、光緒二三（一八九七）年、金華府の例に倣い他府に浮収裁減の実施を指示した札文に、「今、銀洋の市価は、前に較べて低減す。凡そ錢を以て折納する者有らば、自ら応に市価に按照して核査減收し、以て体恤を示すべし。現各属の具稟せるに拠るに、或は地の省会に居りて差務殷繁なれば、賠累甚だ巨と称し、或は平餘項下に奉定せらるる一切の用款の多を加へざる無く、定むる所の平餘も又荒蠲を以て減收すれば、辦公は益々竭蹙（不足）を形⁽⁵⁷⁾すと称す」とあって、出費の増大が加わり、平餘の用款として定められていた額では、州県の財政收入として十分でなかつたということが、折銭額を不当に高く維持しようとする州県官の根拠であつたということになる。

例えは、杭州府於潛県の場合、「査するに、於潛の地丁徵銀は止だ一万餘両有るのみ。定むる所の平餘は、署中一

切の用項に敷らす。向には漕餘を以て貼補し、応に局に提するを免るべかりしも、嗣いで、同治季年に於て、石⁽⁵⁾とに耗米を連れ、増収すること六千三百文に至りて、民其の重きに苦しめり」と、農民を困苦に陥れつゝ、南米の折価を高めることによつて、平餘の不足分を補填して⁽⁶⁾いた。隣接する新城県でも、「咸・同の喪乱より、田地荒蕪す。賦額を以て道光初年と較ぶるに、半数にして強⁽⁷⁾せるを減ず。蓋し民生凋敝すればなり矣」と謂われる如く、賦税総額の確保すら覚束ない状態であつた。無論、州県官や胥吏層の中飽によつて、財源の不足が益々深められていたことは、無視できないであろうが、於潛県や新城県の場合に見る如く、憚祖翼の札文中に見える地方官の言い分にも、必ずしも自らの中飽を糊塗する口実とばかり断定できない事実の裏付けがあつたのではなかろうか。

ここで、より大きな問題は、この不足分が如何なる農民層に転嫁されていったか、ということにある。平餘の收入が不足し、それによって州県財政が圧迫されたというのが眞実であるならば、平餘錢の額の改定がまず第一に検討されるべきであつた。そうではなく、錢納の場合の折錢額を高く保つて(あるいは南米の折価を高めて)、收支を調整しようとすれば、必然的に、銀納戸と錢納戸と(また、漕米納稅戸と南米納稅戸と)の間に、賦税負担について、より大きな格差を生み出すことになるであろう。したがつて、浙江省にあつて、同治浮收裁減の過程で生み出された「平餘錢」の制度は、同治末年に至る銀価高騰期にはなお機能していたとしても、それに続く光緒年間の銀価下落期には、それが本来持つていた意味を、ほぼ失つていった。すなわち、折錢額のうちの平餘錢は、州県にとっての必要経費部分を意味しなくなり、浮收部分と必要経費部分とはすでに混然と一体化していたのである。

これまで、論理を単純化して、銀と錢との相對的価値の比較を通じて、錢納戸の税負担の増加を問題にしてきた。

そして、その限りにおいても、銀納と錢納との負担の不均等を明らかにすることはできたと思われるが、言うまでもなく、銀・錢比価の変動を、物価、就中、農民が生産し、それを売って錢を手に入れる農産物である米の価格との関わりにおいて問題にして始めて、農民經營の再生産過程に影響を与える実質的負担の強化について明らかにし得る。ここで、彭信威、前掲書によつて清末の米価を見ると、同治末から光緒半ばに至る年代は、咸豐年間と並び、あるいはそれ以上に、米価の低廉な時期に当つていた。⁽⁶³⁾ すなわち、錢納戸は、この年代にあつては、銀価高騰期の高い折錢額に加えて、米価の下落という形で、二重の収奪強化に曝されることになったのであつたと言えよう。

三、洋銀納と折錢額

これまで、納稅時の折錢額について、それが市場価格よりも高い額であり、かつ、固定化される傾向にあつたことを見てきた。ところが、太平天国革命後の江蘇・浙江など揚子江下流域では、農民が納稅に用いる貨幣として、制錢と共に洋銀が一般に使われていたのであって、この洋銀による納稅が清末において果していた役割についても、ここで考えてみたい。

太平天国革命以前においても、すでに、揚子江以南の沿海諸省では、洋銀の広汎な流通下で、洋銀が納稅に用いられていていたと言われるが、⁽⁶⁴⁾ 同治期に至つて、浮收裁減の際に兪州府の一部で裁減数が洋銀で表示されていることから、この地方では、洋銀による折納が「公式に」行なわれていたことを推測し得る。ここで「公式に」と表現したのは、上諭という形式を通して中央政府による公認を与えられていた制錢による折納に比べて、一般に、洋銀によ

る折納には、清末に至るまで、こうした公認が与えられなかつたらしいからである。しかし、上級地方官僚の暗黙の了解の下に州県の徵収の段階で洋銀が用いられていた地方は、この處州府下の一部州県に止まらず、より大きな拡がりを有していたことが、窺われる。例えば、この時期の浙江の地方志中から、洋銀による錢糧納入についての記載を拾つてみると、同治八（一八六九）年頃の台州府太平県では、

査するに、台属、七三重洋を通用す。民間銀米を完納するに、多く重洋を以て投納す。

と言われ、隣接する黃巖県でも、

査するに、黃邑の花戸は皆七錢三分の毛洋を以て完課す。

と言われる如く、重量七錢三分の「重洋」乃至「毛洋」と呼ばれる洋銀による納稅が一般的であったことが判る。⁽⁶⁶⁾ このうち、太平県では、錢納もあつたらしく、同じ史料に、

茲に太邑の花戸、毎に徵糧の書役の只銀ただねを收むるを肯んじて錢を收むるを肯んぜず、而も錢を以て洋に合すも又多く意に任せて折扣する等の情を控ふるは、因無しと為さず。

とあり、ここで、徵稅に携わる書役が、錢納を拒み、納稅戸に対して洋銀を要求していたことに注意を惹かれる。さらに、光緒末年の杭州府富陽県については、

按するに、地丁は銀を以て錢に折し、而して完納するに皆銀洋を用ふ。

と謂われ、また、年代は記されていないが、新城県についても、

按するに、本邑の地漕は、銀を以て錢に折し、而して完納する者皆銀幣を用ひ、曆年開櫃す。

清末の浙江における賦稅改革と折錢納稅について

小林

と謂われて、隣接の富陽県と同じく、地丁・漕項など錢糧の納稅に、洋銀が用いられたことが判る⁽⁶⁾。その外、杭州府錢塘県、湖州府德清県、紹興府蕭山県、金華府湯溪県などでも、實際の徵稅において洋銀が授受されている。⁽⁶⁸⁾ただこれらの史料は、前の台州府二県のものが同治年間のことであるのに對し、後のものはいずれも光緒年間、しかも大部分が一九世紀末から二十世紀初にかけてのことであり、浙江全省に亘って洋銀による納稅という現象が一般化されるのは、光緒年間に入つてからと考えるべきかもしだれない。このことは、例えば、同治年間江蘇巡撫であつた丁日昌の『撫吳公牘』によれば、江蘇省では遅くとも同治七（一八六八）年には、地丁・漕米の徵收に當る州県官に、洋銀と錢との比價の告示を義務づけていたのに対して、浙江の浮收裁減の際の公文書類に、これに関する規定がないことによつても窺われる。浙江でも、光緒二三（一八九七）年の浮收裁減の際には、洋銀納についての規定が加わっている⁽⁷⁰⁾から、それまでの間に洋銀は制錢に代つて折納の支配的な形態になつていたと思われる。

それでは、このような洋銀による折納は、前に述べた折錢額の問題——特に折錢額の高額化——とどのように関連するのだろうか。スペインードル、メキシコードルなど洋銀の品位は極めて安定していたから、洋銀と庫平・閏平・上海曹平等で計られる銀兩との交換比率は、理念上一定であるはずだが、實際には市場で流通する洋銀の量などによつて相場が立てられていた。しかし、それにしても、銀と銅という異種金属間の場合と比較すれば、その変動の幅は小さく、極端に洋銀の入手が困難である時期^(元)を除けば、品位と重量の安定していた洋銀は、庫平紋銀で表示される地丁などの錢糧の納稅手段として、制錢よりむしろ適していたと言える。時代は降るが、民国元（一九一二）年、浙江省臨時省議会が、地丁一両につき洋銀一元五角という比價を公定し、以後、浙江省では、この定率

で洋銀を徴収することを原則とするようになった。⁽²²⁾ しかし、このように、民国初年に至つて、初めて洋銀による折納に対する公認が全省にゆきわたつたということは、これ以前、清末の時期には、洋銀による折納には常に半ば非合法とも言うべき性格がつきまとつていたことを示している。すなわち、清末までの浙江で洋銀を用いて投稅しようとする納税戸は、本来の銀両に対して、直接これに相当する洋銀数を納めるのではなく、一旦制錢に換算した徵収額——前に述べた折錢額——に当る洋銀数を納めることを要求されたのである。『浙江省財政説明書』は、この徵収時の折算について、次のように述べている。

中国は幣制複雜なるの故に本位無し。而して、地丁の各款、向には銀両を以て計算す。墨銀未だ輸入されざる前に當りては、民間の完納は、多く銀塊を以てし、或は制錢を以てす。海禁開かれてより、墨銀の我が東南各省に流入するは、歲ごとに千百万を以て計られ、民多く之を利用す。是に於て、賦稅を完納するに皆銀円を以てし、而して櫃書等輒ち復た意に任せて低昂するも、絶えて制裁さるる無し。蓋し、地丁は銀^両を以て計られ、銀両より制錢に折算し、再び制錢を以て銀円の価に折合すれば、周折既に多く、虧耗自ら鉅からん。浙江一省に就きて言ふも、浙西の杭・嘉・湖各府属は、一銀円を完糧する毎に、錢一千一、二百文に核^あて、浙東の溫・処・台各府属は、一銀元を完納する毎に、錢九百四、五十文、七、八十文等しからざるに核^あつ。一省の内、価目同じからざることは是の如し。官吏は洋餘の一項を以て進款を作為し、上は国庫に益無からしめ、下は民生に害有らしむ。⁽²³⁾

ここから、洋銀は、洋銀→制錢→紋銀と、二度の換算を経て、はじめて錢糧納入の手段となり得たことが明らか
清末の浙江における賦稅改革と折錢納稅について 小林

になる。こうして換算を重ねる度に、そこに徵稅者たる州県官や胥吏が利を漁る機会の増していったことを、右の『浙江省財政説明書』の記載は物語っている。このような換算時の操作を知るために、江蘇省句容縣の光緒一二(一)八八六年頃の事例を挙げれば、次の如くである。

該県の完漕は、本より鄉民の自ら上櫃を行ふに由る。旧県の定例は、毎洋須らく五、六十文を短串すべし。如し市価一千一百文なれば、櫃上には祇だ一千零四十文に作る。鄉民行舗に在りて耀糧するに、洋價は又須らく一、三十文を加ふべし。英洋一枚、一たび出入せる間に、須らく八、九十文の數を虧くべし。⁽⁷⁴⁾

右にあるように、農民が洋銀で税糧（ここでは漕糧の折色納）を納める場合、(一)洋銀は、その市価より五〇も六〇文低い比率で錢に換算され、また米舗で米を売る時には、(二)洋銀による支払いは、逆に制錢よりも少ない額を支払われる。江蘇省の光緒一二(一八八六)年における漕米の折價は、公費・漕費・脚費を含め、一石につき三六五二文(75)であったが、洋銀で納める場合には三九六八文分の米を用意しなければならないことになろう。これは漕米の場合であるが、洋價が市価より割引されることによって、洋銀による納稅が錢納よりもさらに割増しになるというしくみは、地丁など錢糧の場合も同じであった。例えば、前掲の『撫貢公牘』には、同治年間の江蘇省で、一元につき五文(76)~三〇文の洋價の割引は一般的な例であり、崑山・新陽両県などでは英洋において六〇文の割引が行なわれていたとある。浙江省でも、前掲の民国『新登原志』には、続けて、

銀幣の價は、市〔價〕に照して錢十文或は二十文を短折すること、習ひて以て常と為す。糧戸も尚ほ爭執する無し。⁽⁷⁷⁾

とあって、この程度の割引（短折）は、じく普通のこととして行なわれていたらしい。割引の額も、光緒六（一八八〇）年の杭州府錢塘県では八〇文／九〇文、光緒三一（一九〇六）年の湖州府德清県では一一〇文という場合すらあったことが記録されている。⁽⁷⁸⁾

ところで、このような換算手続の上での不正行為は、納税戸の側から見れば税負担の実質的増加を意味するが、より大きく負担を重くした要因は、むしろ洋銀を直接銀両に対して折合しないという制度自体に内在していたものと言えよう。たとい洋銀の制錢に対する換算率を市場での洋価に照應させたとしても、洋銀を折錢額分だけ納めなければならぬとすれば、洋銀による納税戸は、折錢額の高騰の影響をそのまま引受けることになる。謂うなれば、その形態は異なれ、洋銀を用いてする納税は、銀納ではなく錢納の範疇に入れられたとしても、折錢額分だけ納めた。銀價の高騰が折錢納税戸の実質的税負担を増大せしめたのと同じく、銀價（洋價）の下落は洋銀による納税戸の負担を増したから、洋銀による納税戸は、「銀貴錢賤」期の高い折錢額を適用される不利ばかりでなく、「銀賤錢貴」による不利をも一重に受けたものと言える。無論これは、銀と錢との相対的価値の比較としてだけ見るべきではなく、同治末から光緒半ばまでの米價の下落という社会的条件をも踏まえた上で言えることであるか。⁽⁷⁹⁾

洋銀を折錢額に折合する、こうした制度乃至慣行は、賦税徵収に伴う州県のための収入を確保すべく、維持されていた。前掲の光緒『黃巖縣志』に拠って、徵収された洋銀が藩庫に解送される手続を見ると、次の如くである。黃邑の毛洋を以て省城の光洋に兌換せば、輾転せる貼水は、又応に錢九十文を加ふべし。……省城の光洋を以て庫に赴き上兌せば、准じて紋銀六錢六分と作す。⁽⁸⁰⁾

前述した如く、黃巖県では、多く「毛洋」と呼ばれる洋銀が納税に用いられていた。この「毛洋」を実際に紋銀と交換するのではなく、省城（杭州）において「光洋」と呼ばれていたメキシコードルに兌換し、洋銀の形態のまま布政使司の藩庫に納めていたのである。その際、「光洋」一元は、庫平紋銀六錢六分に比定されていたものと言える。この六錢六分という数字は、洋銀（メキシコードル）の純銀分を庫平両に換算した額に極めて近い。⁽⁸¹⁾ すなわち、州県が錢糧を藩庫へ解送する際には、洋銀は紋銀と特別に差別されなかつたと考えられる。とすれば、最初から紋銀に相当する額だけの洋銀を納めさせたとしても、手続の上では、何ら問題がなかつたはずである。最初に示した處州府下の六県では、実際にこうした方法が採られていた。それにも拘らず、この方法は拡がらなかつたから、結果としては、州県では、折錢額分の多額の洋銀を納税戸から徵収し、紋銀分だけの少額の洋銀を藩庫に起解するという過程で、その差額分を——言うまでもなく平餘の外に——手元に残すことが可能であった。

それでは、洋銀納が錢納よりも一層不利であるならば、納税戸は、何故制錢を用いて納税しなかつたのであらうか。また、何故、本来の紋銀による納税をしなかつたのであらうか。その理由は次のように考えられる。

前者については、前に挙げた台州府太平県の場合にあつたように、徵稅にあたる胥吏などによつて錢納が拒まれ、事實上それが不可能であったことも、一つの理由として無視できないが、それ以上に、同治・光緒年間を通して、制錢が著しく不足していたという事実がある。⁽⁸²⁾ このことは、農民が市場で生産物を売買する場合においてよりも、その農民の納税の局面において、より深刻な意味を有つことになる。何故ならば、納税に用いられる銅錢は、特に「卡錢」と称され、一串中の全てが制錢でなければならなかつたからである。この規定は非常に厳しかつたよう

である。例えば、光緒一〇（一八八四）年、翰林院侍講王邦璽の「条陳丁漕利弊疏」には、

錢糧を収納するには、必ず官板の大錢を用ふ。市間日用常行せらるるの錢は、概ね收むるを准さず。花戸は率ね市錢一千を以て、鋪商に向ひて大錢九百に易ふ。⁽⁸³⁾

とあって、農民は米舗に米を売つて手に入れる市錢を、錢莊や両替商を介して制錢（大錢）に換えて納稅するが、この換算を通じて損失を蒙つたことが知られる⁽⁸⁴⁾。したがつて、米舗から、品位の安定している洋銀を受取る方を選んだのであると考えられる。それだから、江蘇省句容縣の場合にあつた如く、米舗の側では、洋銀を市場での流通価格よりも高く算定して、農民に対しては少額の洋銀を支払うということがあつたのだと言えよう。

それでは、何故、農民は、銀価の高かつた道光・咸豐年間、及び同治末年においてばかりでなく、銀価が下つたと謂われる光緒年間においても銀納をしなかつたのか。あるいは、洋銀を折錢額に換算して納稅しなければならなかつたのか。そこには、少なくとも一九世紀初頭まで存した、地丁銀など錢糧納入における銀納を原則とする体制の解体が想定される。第一節で挙げた、一九世紀初頭における銀納と錢納との関係は、一九世紀後半の現実の社会関係の中では、全く顛倒した形で現われるのである。

たとえば、光緒三一（一九〇六）年刊の光緒『於潛縣志』には、

其れ本色庫平足銀を以て免完するを願ふ者有らば、亦民便を聽す。仍りて耗銀一両（一錢の誤りか—小林）を徵するの外に於て、平餘錢二百九十五文を加ふ。⁽⁸⁵⁾

とあって、ここで「民便を聽」されていたのは、折色である錢納ではなく、かえつて本色である銀納であった。

清末の浙江における賦稅改革と折錢納稅について 小林

また、光緒二（一八七六）年一〇月三日の『申報』によれば、賦稅改革を経た後の、江蘇省松江府の華亭県や婁縣における納稅の情況については、

華・婁の大戸は、完繳するに、両忙並びに錢を以て折納せず。竟に串内の銀數に照して一・二成の公費を酌加し、庫紋を以て上免して、之を紳戸銀と謂ふ。⁽⁸⁶⁾

とあって、江蘇省の当該地方では、一般に、「串票」内に表示された「銀數に照して」折錢納稅すべきものと受取られていたことを示している。すなわち、銀納と錢納とは、「民便」などによって選択可能なものではなく、錢納こそが原則だったのである。だからこそ、ここで、郷紳地主が庫平紋銀で納稅することが彼らの特權であることを示す、「紳戸銀」なる名称がつけられていたのであろう。

浙江省においても、前節で述べた、光緒四（一八七八）年の紹興府蕭山県の折錢額改定をめぐる抗争の中で、郷民は、次の如く言つて地方官を追及する。

何を以て、上戸は章に照して完銀し、入炉鎔化を庸ひる毋からしむるか。中戸以下は、縱ひ傾鎔を免かるるも、何を以て完銀を准さず、每両仍ほ錢一千三百五十八文を折征するか。⁽⁸⁷⁾

蕭山県でも、同治末から光緒初にかけての銀価の下落期において、「上戸」にのみ銀納が許され、「中戸以下」には銀納が許されていなかつたことになる。かかる体制が、蕭山県で清末まで続いたことは、民国『蕭山縣志稿』に記載された宣統年間の徵收額の内訳によつても判明する。そこでも、總徵收額の一割を占める「大戸」は銀で納稅をおこなつており、それ以外の郷民は、洋銀一元＝錢一〇〇〇文の換算率で、洋銀で折錢額分を納稅している。⁽⁸⁸⁾

以上に見てきた如く、銀納と錢納との区別は、単に、納稅に用いられるのが、銀両であるか制錢であるかという違いに基づくのではなく、銀納を特權として行使する納稅戸と、銀納を許されず、制錢で、あるいは制錢数に相当する洋銀で納稅することを強いられる納稅戸との区別に、その社会的基礎を置いていたのである。そして、江蘇・浙江の錢糧の場合に限つて言えば、このような特權行使し得た納稅戸（「大戸」）は、地主層一般を指す、というより、小島晋治氏の見解の如く、郷紳地主と言うべきであろう。とすれば、浮收裁減は、同治年間の銀價高騰期に、ある程度の不均衡の是正をもたらしたとはいえ、光緒年間には、すでにその果すべき機能を失つており、郷紳地主層と中・小地主、自作、自・小作農層との間には錢糧負担をめぐる不均衡が生み出されていったのであると言えよう。

おわりに

同治賦稅改革以前の「大戸」と「小戸」ととの間の賦稅負担の不均等は、同治年間における銀價の高騰と、それに続く光緒年間の銀価の下落という経済的条件下に、銀納と錢納（洋銀納）との負担の格差として再生されていた。しかもこれは、銀の入手が困難である銀價の高騰期においてだけでなく、銀價の下落期において、納稅手段として錢納が原則とされる体制が成立したことによつて意味を有つ社会階層的格差であった。第一節で見たように、銀納が原則であった湖北省では、「大戸」は必ずしも郷紳地主層を意味しなかつたらしい。また、米納を原則とする浙江省の漕糧徵収における納稅戸間の負担の不均等も、少額錢納の南米納稅戸——零細自作、自・小作農——への集中的收奪という面に現われてくる。これに対して、漕糧が折錢納であった江蘇省では、錢糧の場合とほぼ同様な不均

等負担の関係を見ることができる。このような中・小地主層をも対象として含む賦稅収奪の強化は、窮屈においては、直接生産者佃農へと転嫁されていったと思われる。太平天国後江蘇省蘇州府では、穀物地代に相当する貨幣額を納める「折租」という小作料形態が一般的となるが、この「折租」の徵収においても、洋銀が用いられる際に、「洋を持して完租するは、洋を以て錢を作る」という過程で、徵稅の場合と同じく、二重に實質的増租が行なわれている。⁽⁸⁸⁾ したがって、鄉紳地主と紳衿身分を持たない中・小地主、自作、自・小作農との間に錢糧負担の格差がある。地主層は自らの負担増を佃農層に転嫁し得たから、そうした負担の不均等に實質的に曝されるのは、常に直接生産者としての自作、自・小作農層であったであろう。また、賦稅負担に輕・重を生ずる要因には、納稅手段の相違に止まらず、浮收裁減時に制定された自封投權制復活の不履行など、徵稅過程での州縣官、胥吏・差役、鄉紳などの不正行為の存在があり、これによつて、一層小農民層へ賦稅収奪が集中された。これらの問題について、直接生産者農民に転嫁されたといわれる釐金収奪の問題をも含めて検討して、始めて、小農經營の自作、自・小作農層が一九世紀後半期に置かれていた稅收奪体制の現実の全体像を明らかにし得るであろうが、本稿ではその一端を考察できたにすぎない。これを今後の課題として、小稿を終りたい。

(東京大学人文科学研究所博士課程)

註

- (1) 夏鼐「太平天国前後長江各省的田賦問題」『清華學報』一〇一二、一九三五。朱慶永「同治二年蘇松二府減賦之原因及其經過」『政治經濟學報』三一三、一九三五。佐々木正哉「咸豐二年鄞縣の抗糧暴動」近代中國研究会編『近代中

國研究 第五輯、東京大學出版會、一九六三。小島晉治「太平天国と農民」(中)の一、二、『史潮』九六、九七号、一九六六。

(2) 金安清「浙江南米藏漕利害說」盛康編『皇朝經世文統編』卷三六、戶政八、によれば漕米の内、浙江省に截留し、

杭州・乍浦両営の兵米、織造衙門の糧米、旗丁の月米に充てるのが南米である。

(3) 劉郁膏等纂『江蘇省減賦全案』同治五年序、興奎等纂

『浙江省減賦全案』同治刊、所載の諸篇による。

(4) 『浙江省減賦全案』卷八の「嘉屬除減表徵細冊」、卷九の「湖屬除減表徵細冊」によつて、これら諸県における代表的科則地の科徵を示せば、嘉善一田・地一斗三升六合、秀水一田一斗二升、烏程一坪田一斗二升八合、帰安一区田一一斗二升四合、德清一坪田一斗一升六合となり、江蘇省で最も漕米賦課率の高い蘇州府元和県の一斗九合を土回る。

(5) 佐々木正哉、前掲論文、二二七頁。

(6) 銀で徵收するのを原則とする所謂「錢糧」の中では、地丁・漕項(漕糧運搬費)が量的には圧倒的に多く、二者を合せて「地漕錢糧」と呼ぶ。また、耗羨銀の額は、光緒『大清会典事例』卷一六四、戸部 田賦、隨徵耗羨、の規定では、江西・湖南両省などで、正稅一兩につき一律に一錢であったのに對し、浙江では州県ごとに五分から九分と一定しない。したがつて耗銀一錢というのは、州県側に幾らかの余裕をもたせた額であるといえる。

(7) 平餘錢については、佐々木正哉、前掲論文、二二一頁以下に詳しい。

清末の浙江における賦税改革と折錢納稅について

小林

(8) 民國『川沙縣志』卷八、財賦志、賦額、漕田。なお、江蘇省の蘇州布政使管轄下では、正稅と附加部分(州縣財政のための公費錢)との區別がされていない。

(9) 光緒『金壇縣志』卷三、賦役志中、田賦、減則。

(10) この抗争については、胡家玉「瀝陳江西省違例加徵諸弊疏」盛康編『皇朝經世文統編』卷三六、戸政八、及び、劉坤「劉忠誠公遺集」奏疏、卷八「胡家玉陳奏丁漕流弊拋實覆陳摺」が対立諸点を明らかにしているが、夏鼐、前掲論文が述べる如き、浮收裁減後も浮收が存在した事例といふより、徵稅者である地方官を代表する巡撫劉坤」と、納稅戶としての鄉紳地主層を代表する胡家玉との利害関心の対立といふべきであろう。

(11) 馮桂芬『頤志堂稿』卷九、「均賦說勸衿」。

(12) 光緒『浦江縣志稿』卷七、人物志、宦蹟、李居易。

(13) 同治『江山縣志』卷三、食貨志二、賦役。

(14) 光緒『黃巖縣志』卷五、版籍志、賦稅。佐々木正哉、

前掲論文、に引く温州府平陽県、紹興府蕭山県、諸暨県、上虞県、餘姚県には民欠を理由とした控除はない。また、平餘の支出項目については、光緒『富陽縣志』卷一二、賦役志、田賦、戸部議覆に、「本官家用」「同寅節礼」などの名目をたてることが禁止されている。同治四(一八六五)年の嘉興府の浮收裁減より後の、光緒『餘杭縣志稿』(不分)

- 卷 田賦、所載の杭州府餘杭縣の裁減案には、前出の平陽
県などの裁減案に有つたこの二項目が計上されていない。
黃巖縣の裁減案で伏字となつてある二五〇〇串文は、この
「本官家用」すなわち知縣の収入の項目と思われる。
- (15) 左宗棠『左文襄公全集』奏稿、卷七「覈減紹興府屬浮
收錢糧摺」。
- (16) 馮桂芬『顯志堂稿』卷九「均賦說勸綱」、戴榮『浙西減
漕記略』『徵收漕糧改定耗餘記』など。
- (17) 民國『蕭山縣志稿』卷四、田賦上、章程五条、など。
- (18) 小島晋治、前掲論文、(中)の一、一九頁、註(9)。
- (19) 胡林翼『胡文忠公遺集』卷六〇、撫鄂書牘「致羅潛村
方伯」。
- (20) 小島晋治「太平天国革命」岩波講座『世界歴史』21、
一九七一、二八五頁以下。
- (21) 『湖北全省地丁考』の鈔本は国立国会図書館所蔵本によ
る。内容は、東京大学東洋文化研究所所蔵の『湖北全省州
縣各款錢糧細帳』鈔本、と同じであり、共に刊年は不明。
両者は細数において相違があり、また書写した年度も別で
あると思われる。なお後者には幾つかの州縣の漕米の徵
収額などに明らかな誤写がある。
- (22) 黄陂・黄岡二県では「小戸」に対する課税総額が極め
て少ないが、孝感・松滋・枝江・均州では、「小戸」への課
- (23) 戴榮『浙西減漕記略』統刻「徵收錢糧改定新章記」。
- (24) 光緒『大清会典事例』卷一七一、戸部、田賦、催科。
- (25) 黃六鴻『福惠全書』卷六、錢穀部、地丁搭錢。
- (26) 『治浙成規』卷二、藩政「嚴禁大戸錢糧勒折浮取」。
(27) 『大清実錄』嘉慶四年一月辛未。また註(10)に掲げ
た胡家玉の上奏文にも、
- 取錢雖非定例、而民有敷便。以稻易錢、免兌換之費。
錢有確數、有定質、免添平補色之費。
- とある。
- (28) 彭沢益「鴉片戰後十年間銀貴錢賤波動下的中國經濟與
階級關係」『歷史研究』一九六一年第六期。
- (29) 湯成烈「治賦篇五」盛康編『皇朝經世文統編』卷三四、
戶政、賦役一。
- (30) 光緒『富陽縣志』卷一二、賦役志、田賦、同治七年富
陽縣稟丈。
- (31) 前註(23)参照。
- (32) 前註(26)参照。
- (33) 前註(15)参照。
- (34) この時期の銀・錢比価に関する専論については未詳で

あるが、次の諸篇がこの問題に触れている。(一) 小竹文夫「清代における銀・銭比価の変動」『近世支那経済史研究』東京弘文堂、一九四二。(二) 張家驥『中国幣制史』北京・民国大学、一九二五、第五編。(三) 彭信威『中国貨幣史』上海・群聯出版社、一九五四。(四) Morse, H. B., *The International relations of the Chinese Empire*, Shanghai, 1910-18, Vol. 2. (五) 佐々木正哉、前掲論文。(六) うか、(一)を引用しており、(一)、(三)、(四)、共に海關の統計資料に依拠しながらも、三者の数値には幾つか相違するものがある。原資料には同治八(一八六九)年以前の数値が欠けていることもあり、少なくとも同治年間の銀・銭比価の変動を知るには不十分であると考えられる。例えば、(一)は、(二)に拠ったため、同治・光緒年間を通じて銀価が漸次下落したと結論し、同治初年ににおける銀価の下落と、同治末年にかけての銀価の急騰という事実とを見落している。(五)は、民国『鄞縣通志』食貨志、己編、金融、所載の寧波の一商店の帳簿上に表われる洋銀と制錢の比価に基づき、これを洋銀一元=紋銀七錢五分の比率で紋銀に換算してみると、同治年間については前のAに対応した変動を示すものの、光緒年間では、BがAよりも高くなり、銅錢に対する洋銀の価値が、銀両の価値ほどには下落しなかつたよう受けとれる。しかしながら、これは上海と寧波という地域的な差異——上海規銀とメキシコーデルという基準通貨の違い——とも考えられ、またBのグラフから推測される、一八八〇—一八五、八八—一九五の期間において洋価を一定に保つための操作が行なわれた可能性——一八

海県統志』卷一、疆域志、風俗によると、卡錢は1串(100枚)を全て官鑄の制錢で充てるのに對し、市錢は私鑄の惡質銅錢(小錢)を混ぜて通用させたもので、卡錢に比して、価値はやや低い(『申報』によれば100分の一前後)。“North-China Herald”と『申報』を対照すると、前者の記録は制錢相場と考えられるので、最も早期からの記録のある前者の数値を探った。なお、上海両を庫平両に換算するには、前述の民国『上海縣統志』が、「市肆銀両通用之算率」としている、庫平100両=上海両109・六両という比率によった。

(35) 原資料は註(34)の(五)と同じ。いじだいう洋銀が、所謂「本洋」(スペイン=ドル)があるのは「英洋」(メキシコーデル)が記されていない。仮にメキシコーデルとして、「庫平紋銀一両=英洋一・五元」の比率(後註(81))で紋銀に換算してみると、同治年間については前のAに対応した変動を示すものの、光緒年間では、BがAよりも高くなり、銅錢に対する洋銀の価値が、銀両の価値ほどには下落しなかつたよう受けとれる。しかしながら、これは上海と寧波という地域的な差異——上海規銀とメキシコーデルという基準通貨の違い——とも考えられ、またBのグラフから推測される、一八八〇—一八五、八八—一九五の期間において洋価を一定に保つための操作が行なわれた可能性——一八

九六年の年始から年末にかけて一〇〇文から八三〇文に大暴落 b)をしているのはその破綻を示すものか——も無視し得ない。そのため、これを一定の比率で紋銀の価値に換算しても意味がないのではないか。なお、図中 a の二年間には、それぞれに、一二八〇文、一二九〇文というその前後と著しく懸離れた数字があるが、本図ではそれを除いてある。

(37) 彭沢益、前掲論文。

(38) 楊端六『清代貨幣金融史稿』北京・三聯出版社、一九六二、は、清代の銀錢比価の変動を三期に分け、咸豐七(一八五七)年—宣統三(一九一)年を銀価の下落期と結論して(同書、一九二頁)、同治年間における銀価の急騰を無視している。

(39) 註(10)と同じ戴槃「徵收錢糧改定新章記」には、次の如く謂われる。

自道光年間、銀価日貴、錢價日賤、而以錢易銀、收數更不能不多。每銀一両有完至二千六、七百文者。至咸豐六年後、錢價漸平、各州縣因仍展轉日久相沿、小民甚形苦累。是不可不改、而更之。

(40) 前註(30)参照。

(41) 前註(30)参照。なお、図 I によれば、この二つの数字は、上海の銀価より五〇~一〇〇文高い。

(49) 前註(8)参照。

(42) 光緒『餘杭縣志稿』不分巻、田賦、によれば浮収裁減前は二三二〇文であり、同治四(一八六五)年の二〇八〇文に、他の県と同様に、一六五文前後が加えられたのであれば、二二二〇文を超える。また浮収裁減前の折錢額の不明な他の県についても、地丁の額徵数と浮収の裁減数から逆算してこれを求めるとき、餘杭県の場合とほぼ同じ結果になる。

(43) 民國『德清縣新志』巻四、食貨志、地丁銀。

(44) 光緒『太平統志』巻二、建置志、賦役。民國『台州市志』巻七、賦稅表中。民國『蕭山縣志稿』巻四、田賦上。

(45) ただし、民國『湯溪縣志』巻一五、掌故中、賦役全書には、金華府湯溪県で、銀価が下つていたはずの光緒四(一八七八)年に逆に二〇〇文の増額が行なわれたとある。

(46) 光緒『台州府志』巻三一、大事略五。『光緒朝東華錄』光緒元年五月庚戌、楊昌濬奏。『申報』同治二三年一二月一日「統紀天台閑漕事」。

(47) 前註(8)参照。

(48) 前註(10)参照。銀一両=錢一六〇〇文の比価が基準となり、銀価がこれより高ければ銀を徵收し、低ければ錢を徵收することによって、州縣の実收入は増えるしくみである。

(50) 民国『蕭山縣志稿』卷四、田賦上。『申報』光緒五年七月六日「浙江紹興府蕭山縣徵收錢糧情形」。

(51) 憲祖翼撰『浙省地漕減浮釐捐核美細數備攷』『浙江通省

州縣額徵地丁核定徵數』

(52) 富陽・桐鄉・德清・奉化・餘姚・黃巖・太平・浦江・

湯溪・江山・平陽の各県志及び台州府の府志による。

(53) 紹興府で光緒二三年頃の方が折錢額が低いのは、本文

中で述べた如く、同治浮收裁減時に二両＝一七〇〇文と市
価より相当高い公定銀價を採用していただため、蕭山県につ
いて見たような農民の追及を受け、ある程度の減額が実現
され得ていたのではなかろうか。

(54) 民國『湯溪縣志』卷一五、掌故中、賦役全書。

(55) 前掲、民国『湯溪縣志』所載の金華府札文によれば、
一一一〇文という数字は、政治的配慮によって金華府内を

(もともと折錢額の低かった東陽県を除いて) 同一の徵收
額に定めたものであった。したがって、「徵收費」と言われ
てはいても、実際に、徵收にこれだけ必要であったという
意味ではなく、その実体は浮收であったと言つてよい。

(56) 光緒『浦江縣志稿』卷九、人物志、政事、張景青。

(57) 劉秉璋『劉文莊公奏議』卷二「奏杜絕州縣隱匿錢糧疏」。

(58) 憲祖翼『浙游統識』「浙省各屬應徵地漕正耗銀兩浮收
勒折應查明銀洋時價核与原案分別減定詳文」。なお、憲祖翼
のこの詳文を受けた各県の裏文、また、実施を命じた各府
の札文等の内容は、左記の文献などによつて、僅かではあるが知ることができる。

民国『湯溪縣志』卷一五、掌故中、賦役全書
光緒『富陽縣志』卷一二、賦役志、田賦
光緒『奉化縣志』卷七、戶賦
民国『蕭山縣志稿』卷四、田賦上

(59) 光緒『於潛縣志』卷一九、田賦志、漕政。
(60) 後註(62)参照。

(61) 民國『新登縣志』卷一、經政篇一、賦稅。

(62) 前註(2)に示した金安清に拠れば、浙西三府に於ける
漕米と南米との區別は、年内の県倉を開いてる時期に米
納するものを漕米に充て、県倉を閉じた後に錢で折納する
ものを南米に充てたのである。したがつて、譚獻『復堂文
統』卷一「統衡言」に、
零戶南〔米〕に帰し、踰限南に帰す。

とある如く、結果として零細自作、自・小作農が南米納稅
戸となり、南米の折價は市場の米價と関わりなく不當に吊
上げられ、これら小農民經營の再生産を破壊したのである。
(63) 彭信威、前掲書は、實錄、東華錄、文集などから約九
〇〇種に及ぶ数字を集め、一〇年ごとの平均値をとつて米
價を表示しているが、該書の引用した各数字を原資料に溯

り検討していくことができない。同書、五四二、五四九、

五五〇頁所載の附表に基づけば、米価は一八六一一七〇年期に対比して、五一六〇年期(咸豐年間)と七一一八〇年期(同治末から光緒初)とは約三分の二、八一一九〇年期(光緒年間前半)は約三分の一と下落している。

(64) 百瀬弘「清代に於ける西班牙弗の流通」『社会經濟史

学』六一二、三、四、一九三六。

(65) 馬新貽『馬端敏公奏議』卷一「覈減金衢嚴外四府屬浮收銀米各數摺」。

なお、惲祖翼、前掲「浙江通省州縣額徵地丁核定徵數」に拠れば、松陽、遂昌、龍泉、慶元、宣平、景寧の六県である。何故、處州府属の數県にだけ、洋銀で折算する制度が存したのか、今のところ、その理由を明らかにできない。

ただ、百瀬弘、前掲論文によると、隣の福建省德化県では、嘉慶年間に、僻地であつて紋銀を求め難いといふ理由で、洋銀によつて賦税を納入せしめたと謂う。處州府のこれら六県は、いずれも府署のある麗水県より、甌江支流に沿つて上流の山間に位置していたから、同様な理由で、特別に洋銀納が認められていたのかもしれない。

(66) 光緒『太平統志』卷二、建置志、賦役所載、同治七年「重申禁令碑文」。光緒『黃巖縣志』卷五、版籍志、賦稅。

(67) 光緒『富陽縣志』卷二、賦役志、田賦。民国『新登

県志』卷一、經政篇一、賦稅。

(68) 譚鍾麟『譚文勤公奏稿』卷七「徵辦蠶書奏參該管知縣摺」。民国『德清縣新志』卷四、食貨志、糧賦、地丁銀。民国『蕭山縣志稿』卷四、田賦上、宣統朝徵佃。民国『湯溪縣志』卷一五、掌故中、賦役全書、縣人章萬衡等乞減浮革雜費呈。

(69) 丁日昌『撫吳公牘』卷三三「飭查同治七年下忙告示有無浮勒」。

(70) 前註(58)参照。

(71) 百瀬弘、前掲論文、四九頁。

(72) 前註(68)中の民国『德清縣新志』。

(73) 浙江清理財政局編『浙江財政說明書』、一九一〇、歲入部、收款、田賦。

(74) 『益聞錄』六二七号、光緒一二年一二月一二日「実惠在民」。なお、この記事は、本文中に挙げたような慣行に対して、知県が①徵稅の際の英洋の価を市価に照應させる、②米行に対し、一元=一〇三〇文の換算率を守らせる、との二つの改善を行なつた旨を伝えてゐる。

(75) 光緒『金壇縣志』卷四、田賦。

(76) 丁日昌『撫吳公牘』卷二九「申禁需索串票遞呈相驗各項雜費由」。

(77) 前註(67)参照。

- (78) 前註(68)中の譚鍾麟の奏摺。民国『德清県新志』。
- (79) 前註(63)参照。
- (80) 前註(66)中の光緒「黃巖縣志」。
- (81) 楊端六等編『六十五年来中国国際貿易統計』国立中央研究院上海科学研究所、一九三一、第二四表「六十年来海關兩与各国貨幣比價表」(原数字は *Treasury Annual Report of the Mint*, 1928, U.S.A., p. 122) に據れば、メキシコペソの価値は一海關兩に対して一・五四~一・四八ドルの間にあり、庫平両に換算して一・五一~一・四六ドルである。

- (82) 例えは『益聞錄』一五八四号、光緒二一年五月一七日「建築鐘声」。
- (83) 王邦璽「条陳丁漕利弊疏」盛康編『皇朝經世文統編』卷三十六、戸政、賦役三。
- (84) 前註(27)参照。
- (85) 前註(59)参照。
- (86) 『申報』光緒二年一〇月三日「論減賦收糧情景」。
- (87) 前註(50)中の『申報』の記事。
- (88) 前註(68)中の民国『蕭山農志稿』。
- (89) 『申報』光緒九年一二月二八日「吳會墳言」。